

令和6年度愛媛県犯罪被害者等支援推進会議 次第

日時：令和7年2月3日（月）

10：30～12：00

場所：愛媛県水産会館5階会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 議 題

（1）愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づく取組について

資料1

（2）最近の国の動向について

資料2

5 意見交換

6 閉 会

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づく取組について

県では、誰もが安心して暮らせることができる社会の実現に向け、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援における基本理念、県・県民・事業者・市町・民間支援団体の責務、基本的施策等を定めた「愛媛県犯罪被害者等支援条例（令和5年愛媛県条例第7号）（以下「条例」という。）を令和5年4月1日に施行しました。

条例第11条に基づき、「愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針（以下「指針」という。）」を令和6年3月に策定し、犯罪被害者等支援に関する様々な施策に取り組んでいるところです。

このたび、指針第1章4「指針の検証」に基づき、施策の実施状況を愛媛県犯罪被害者等支援推進会議において検証し、支援施策の改善を図るとともに、条例第11条第6項に基づき、実施状況について公表します。



1 支援施策の体系

本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に定めた基本的施策等を取組内容に応じて、4つの重点施策と13の具体的施策を指針に掲げています。

重点施策	具体的施策
1. 総合的な支援体制の整備	1 推進体制の整備(第10条)
	2 人材の育成(第24条)
	3 民間支援団体に対する支援(第25条)
2. 相談・情報提供の実施	1 相談、情報の提供等(第14条)
3. 早期回復・生活再建に向けた支援	1 損害賠償の請求についての支援(第15条)
	2 経済的負担の軽減(第16条)
	3 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)
	4 安全の確保(第18条)
	5 居住の安定(第19条)
	6 雇用の安定(第20条)
	7 日常生活の支援(第21条)
4. 県民の理解の増進	1 県民の理解の増進(第22条)
	2 学校における教育(第23条)

2 施策の実施状況（県民生活課関係）

令和6年度の実施状況、今後の取組は、以下のとおりです。

重点施策1 総合的な支援体制の整備

1 推進体制の整備(第10条)

- 犯罪被害者等が置かれている現状は様々で、個々の状況に応じた支援が求められているため、犯罪被害者等が適切に相談を受けることができるよう、関係機関が連携し相談体制の充実を図るとともに情報の提供体制の整備等に取り組みました。
- 主な取組として、犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応するため、総合的対応窓口で必要とされる支援を把握し情報の提供を行うほか、犯罪被害者等が不安なことや手続等を記録し支援者との情報共有に活用できる「被害者支援ノート」を作成しました。

<令和6年度実績>

◆愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の設置

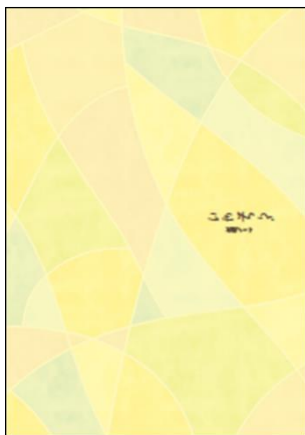
- ・愛媛県犯罪被害者等支援推進会議を令和5年度に設置し、令和6年度は2月に同会議を開催。

◆総合的対応窓口の運用

- ・相談実績 11件（参考：令和5年度10件）

◆「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実

- ・被害者支援ノート「こもれび」を100部作成し、県警や(公社)被害者支援センターへ配布。



- 今後も、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな支援が途切れることなく行えるよう、情報提供等の整備に取り組めます。

2 人材の育成(第 24 条)

- 犯罪被害者等に対し適切な支援を行うには、支援に従事する者が犯罪被害者等の置かれている個々の状況や心情を理解し、犯罪被害者等に2次被害が生じないように十分に配慮する必要があるため、研修会の開催等に取り組みました。
- 主な取組として、市町担当者等を対象とした研修会を開催したほか、(公社)被害者支援センターえひめが主催する研修会に、県職員を講師として派遣しました。

<令和6年度実績>

◆市町担当者、支援従事者等への研修会の開催

- ・市町や福祉関係者等を対象とした研修会（犯罪被害者等支援研修）を3回（10/31・11/7・11/15）開催。
- ・(公社)被害者支援センターえひめが主催する研修会（8/4 開催：ボランティア養成講座）に、県職員を講師として派遣。
- ・(公社)被害者支援センターえひめへの業務委託により、臨床心理士や養護教諭を目指す大学生等を対象に支援人材育成講座を開催。



- 今後も、犯罪被害者等支援に関わる職員が、犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、適切に対応できるよう、人材の育成に取り組めます。

重点施策2 相談・情報提供の実施

1 相談、情報の提供等(第14条)

- 犯罪被害者等が必要とする支援は、被害直後から時間の経過とともに変遷し、個々の状況に応じた支援が求められていることから、犯罪被害者等が望む場所で、必要とする時に相談ができ、支援を受けられるよう、情報の提供等に取り組みました。
- 主な取組として、総合的対応窓口について市町担当者会等で説明をしたほか、犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けている「公益社団法人被害者支援センターえひめ」への業務委託により、支援機関や行政機関との調整等を行いました。

<令和6年度実績>

◆総合的対応窓口の強化

- ・総合的対応窓口について市町担当者会等で説明するとともに県の担当職員が総合的対応窓口の役割等をオンラインで受講。
- ・(公社)被害者支援センターえひめへ、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「支援コーディネーター」を配置。

◆各種相談窓口における相談対応

- ・県ホームページや啓発物で各種相談窓口を掲載するとともに、研修会等で支援施策を説明。

◆情報提供のためのパンフレット及びホームページ等作成

- ・事業者向けリーフレットを1,000部新規作成するとともに、県民向けリーフレットを3,000部増刷して、各種イベント等で配布)。
- ・県ホームページにて各種相談窓口等を掲載。



- 今後も、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな支援が途切れることなく行えるよう、相談対応や情報提供に取り組めます。

重点施策3 早期回復・生活再建に向けた支援

2 経済的負担の軽減(第16条)

- 犯罪被害者等は、生計維持者を失ったり、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となって休職、退職を余儀なくされたりして、収入が減少、途絶することがあるほか、被害直後から長期にわたり、医療費や裁判費用などの予期しない様々な経済的負担を強いられ、経済的な困窮に陥る場合があることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、利用可能な経済的支援制度に関する情報の提供や支援金の給付等に取り組みました。
- 主な取組として、県及び市町が連携して犯罪被害者等への経済的支援を実施しました。当初は、原則、市町の総合的対応窓口で申請書を受理していましたが、現在は受付を県又は市町とし、申請者の利便性を考慮しています。

<令和6年度実績>

◆犯罪被害者等支援金制度の実施

- ・給付実績 精神療養支援金1件、転居費用助成金3件

参考：令和5年度6件

遺族見舞金2件、重傷病見舞金2件、精神療養支援金1件、
転居費用助成金1件



愛媛県犯罪被害者等支援金制度について

県と市町が一体となり、犯罪被害に遭われて不慮の死を遂げた被害者遺族の方や、重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金等を支給します。

● 遺族見舞金	60万円	● 転居費用助成金	20万円
● 重傷病見舞金	30万円	● 再提訴費用助成金	33万円
● 精神療養支援金	5万円	● 遺見支援金	3万円

金額は、定額または最大の額を記載しています。

各窓口は
画へ

- 今後も、犯罪被害者等がそれぞれのニーズに応じた制度を利用できるよう、市町と連携して、制度の周知等に取り組みます。

6 雇用の安定(第 20 条)

- 犯罪被害者等は、治療のための入院・通院、看病、捜査への協力等による休暇取得により、被害に遭う前と同様の労務が提供できず、雇用関係の維持に支障をきたすだけでなく、犯罪被害者等の置かれている状況についての雇用主の理解不足や配慮に欠ける職場環境等により 2 次被害を受け、被害に遭う前と同じ職場で働き続けることが困難となることもあることから、事業所による犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めてもらうため周知・啓発等に取り組みました。
- 主な取組として、職場における 2 次被害を防止し、事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めてもらうため、事業者向けリーフレットの作成等を行いました。

<令和 6 年度実績>

◆事業者等への理解の促進

- ・事業者向けリーフレットを 1,000 部新規作成し、関係機関を通じ県内企業や団体へ周知。
- ・研修会等で事業者の責務を紹介。

- 今後も、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、職場における二次被害を防止するよう、引き続き、事業者への理解促進に取り組んでまいります。

7 日常生活の支援(第 21 条)

- 犯罪被害者等は、犯罪による身体への直接的な被害に加え、精神的なショックや身体的な不調のほか、警察や検察庁等における手続への対応など様々な問題に直面し、被害等に遭う前と同じような生活を維持することが困難となり、日常生活に支障をきたす場合もあることから、犯罪被害者等から日常生活上の困りごとの相談を受けた際には、必要とする支援を聞き取り、関係機関へ繋ぎました。
- 今後も、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、日常生活を支えるためのきめ細かな支援や配慮に取り組めます。

重点施策4 県民の理解の増進

1 県民の理解の増進(第 22 条)

- 犯罪被害者等が犯罪被害に遭う前の平穏な生活を取り戻すには、社会で孤立させることのないよう、県民が被害者等支援の必要性について理解し、地域で支えることが不可欠であることから、犯罪被害者週間における普及啓発のほか、関係機関と連携した広報・啓発活動等に取り組みました。
- 主な取組として、犯罪被害者等が置かれている状況等について、県民の理解を深めるため、広報・啓発を行いました。

<令和6年度実績>

◆県民等に向けた犯罪被害者等支援の広報・啓発

- ・ 犯罪被害者週間を契機に、県民に対し、犯罪被害者等支援の必要性について関心と理解を深めてもらうため、ロビー展（11/19～11/22）を開催。
- ・ （公社）被害者支援センター主催のイベントに共催として参加し、県作成の広報物等を活用し、犯罪被害者等支援について普及啓発を推進。

◆条例普及啓発事業の実施

- ・ 研修会やイベント等を通じ、県作成の広報物を配布し、犯罪被害者等支援について普及啓発を推進。

◆消費者教育の実施

- ・ 悪質商法等による被害を防止するため、愛媛大学との連携講座やロビー展夜市イベント等を通じ、消費生活情報も提供。



- 今後も、犯罪被害者等に十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について、県民の理解促進に取り組みます。

2 学校における教育(第 23 条)

- 幼少期から犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性、2 次被害防止の重要性等について理解を深める教育を受けることで、犯罪被害者等を思い、寄り添える社会の実現に寄与することが期待されていることから、2 次被害の防止等について広報・啓発活動等に取り組みました。
- 主な取組として、生徒等を含めた県民の方に向けて、犯罪被害者等支援条例の基本理念や各種支援制度の紹介を通じて犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深めるための啓発リーフレットを作成・配布しました。

<令和 6 年度実績>

◆生徒等を対象とした啓発リーフレットの作成・配布

- ・犯罪被害者週間を契機に、県内の高校生（国公私含む）へ犯罪被害者支援の必要性について理解を深めるための広報物を紹介。



- 今後も、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、県民の理解促進に取り組みます。

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点 施策	具体的施策	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R6. 4～R6. 11末)	課題等	所管
① 総合的な支援体制の整備	1. 推進体制の整備 (第10条)	○愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の設置 犯罪被害者等の支援施策を計画的に推進するため、犯罪被害者等家族や有識者等で構成する愛媛県犯罪被害者等支援推進会議を設置。	・愛媛県犯罪被害者等支援推進会議を令和5年度に設置し、令和6年度は2月に同会議を開催予定。	・委員とのスムーズな連携が必要。	県民環境部
		○総合的対応窓口の運用 犯罪により生じた生活上の困りごとに対して、関係部署や関係機関・団体に関する情報提供を行うなど、総合的対応窓口(県、20市町に設置)の充実を図る。	・相談対応実績6件(支援金相談を含む)(県分のみ)。 (対面相談3件、電話相談2件、メール相談1件)	・継続的な相談窓口の周知と啓発活動。	県民環境部
		○「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実 情報共有を図り、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を行うため、「被害者支援ノート」の作成と運用方法を検討。	・被害者支援ノート「こもれび」を100部作成し、県警や(公社)被害者支援センターへ配布。	・対象者への更なる有効な周知。	県民環境部
		○愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会の設置 関係機関が緊密な連携と相互協力を図り、犯罪被害者等のニーズに即応した各種の支援活動を推進することを目的として、情報交換や広報啓発活動等を行う。	・関係機関と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じた各種の支援活動を途切れることなく行うため、愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会定例会を1回開催。(42機関・団体)	・定例会及び臨時会の性格に応じた効果的な議題の検討。	警察本部
		○犯罪被害者支援班員の運用 専門的な支援が必要とされる事案に対し、警察署等で指定された班員が継続的な支援を実施。	・各警察署等において、犯罪被害者等支援要員として資質を有する職員を指名し、対象事案の犯罪被害者等に対して適切な支援を実施した。	・所掌事務と犯罪被害者等支援用務の両立。	警察本部
	2. 人材の育成 (第24条)	○市町担当者、支援従事者等への研修会の開催 市町担当者等を対象とした研修会を実施するほか、(公社)被害者支援センターえひめが行う研修会に、犯罪被害者支援室職員を講師として派遣。	[県民環境部、警察本部] ・市町や福祉関係者等を対象とした研修会(犯罪被害者等支援研修)を3回開催。 (10/31開催(30名参加)) (11/7開催(45名参加)) (11/15開催(51名参加)) ・(公社)被害者支援センターえひめが主催する研修会に、犯罪被害者支援室職員及び県職員を講師として派遣。 (7/7・8/4開催(ボランティア養成講座)) [県民環境部] ・(公社)被害者支援センターえひめーへの業務委託により臨床心理士や養護教諭を目指す大学生等を対象に支援人材育成講座を開催。	・実務に則した実効性のある内容とするため、担当者の疑問点等の把握と研修内容(受講者を広げるような研修内容、ニーズ)の工夫。	県民環境部 警察本部
		○警察職員の採用時、昇任時等における犯罪被害者等支援に関する教養の実施 警察学校における教養及び警察職員に対する研修等において犯罪被害者等支援に関する知識を深める。	・採用時、昇任時、異動時など、各機会に応じて計画的に指導教養を実施した。	・全ての職員を対象とした教養機会の拡充。	警察本部
	3. 民間支援団体に対する支援 (第25条)	○住民税の税額控除 (公社)被害者支援センターえひめに対して行った寄付金については、個人住民税の税額控除を受けられる。	・寄付実績4件 (氏名と金額は非公表)	—	総務部
		○(公社)被害者支援センターえひめへの支援 (公社)被害者支援センターえひめの継続的な活動を支援するため、安定的な財政基盤を確立する必要があることから、予算措置を講じる。	・(公社)被害者支援センターえひめの継続的な活動を支援するため、同団体が行う相談活動、広報啓発活動、直接支援活動及び活動基盤強化の各事業について予算措置を講じた。	・社会情勢等の変化に応じた適切な予算獲得。 ・恒久的な財政基盤の開拓。(寄付型自販機の新設、賛助会員の確保等)	警察本部
		○(公社)被害者支援センターえひめが行う研修等への支援 (公社)被害者支援センターえひめが行う各種研修に犯罪被害者支援室員を講師として派遣。	・(公社)被害者支援センターえひめが行う研修会に、犯罪被害者支援室員を講師として派遣。 (7/7開催:ボランティア養成講座)	・受講対象者の能力等の把握及び実効性ある教養内容の検討。	警察本部
		○(公社)被害者支援センターえひめに関する広報啓発活動の支援 各種広報媒体やイベントを通じて、(公社)被害者支援センターえひめに関する広報啓発活動を行う。	・県警主催のイベントや各種広報活動の中で(公社)被害者支援センターえひめの活動を周知するための広報も併せて実施したほか、県警ホームページに、同センターの相談窓口や活動内容を掲載し周知に努めた。 (全8回:県警音楽隊プロムナードコンサートにてミニ講話及びチラシ配布、全2回:東・南予におけるふれ愛コンサートにてチラシ配布、11/25～12/1:犯罪被害者週間にあわせたチラシ配布、パネル展開催等、ほか)	・効果的な広報手段の精査及び、民間団体等と連携した広報活動の計画。	警察本部
② 相談・情報提供の実施	1. 相談、情報の提供等 (第14条)	○総合的対応窓口の強化 被害者の方が必要としている保健医療や福祉サービスに繋ぐ等、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった場合に、適切な情報提供など総合的な対応を行う総合的対応窓口(県、20市町に設置)の強化に努める。	・県が作成した啓発物にて総合的対応窓口を掲載するとともに、研修会等で総合的対応窓口を説明するほか、総合的対応窓口の役割等をオンラインで受講し適切な支援を行えるよう、総合的対応窓口の強化に努めた。 ・(公社)被害者支援センターえひめへ、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「支援コーディネーター」を配置。	・効果的で継続的な広報手段の精査。	県民環境部
		○被害者の状況に応じた相談機能の充実 交通事故相談所や性暴力被害相談電話を設置するなど、犯罪被害者等のニーズに応じた相談窓口を設置。	[県民環境部] ・中予地方局に交通事故相談所を設置し、交通事故当事者やその家族から損害賠償問題等の相談に応じその解決についての指導・助言に当たること、交通事故被害者等の経済的・精神的負担を軽減した。 [保健福祉部] ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ひめここ」を設置し、相談を受けたものについては適切に記録し、支援が必要なものについては、相談者の希望を踏まえ、関係機関に確実に連携を実施した。 ・えひめ性暴力被害者支援センター連携機関会議を開催し、関係機関との連携を図った。 [警察本部] ・性犯罪被害相談電話(フリーダイヤル)を設置し24時間対応可能な電話相談体制を確立し、性犯罪被害者の利便性の向上及び被害の潜在化防止を図った。 ・その他各種相談は警察相談専用電話及び各署等において面接及び電話にて対応した。	[県民環境部] ・交通事故被害者等への効果的な広報・周知。 [警察本部] ・制度の周知。	県民環境部 保健福祉部 警察本部

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点 施策	具体的施策	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R6. 4～R6. 11末)	課題等	所管
② 相談・ 情報提供 の実施	1. 相談、情報の 提供等 (第14条)	○各種相談窓口における相談対応 相談窓口及び支援施策など必要な情報提供に努める。	・県ホームページや啓発物で各種相談窓口を掲載するとともに、研修会等で支援施策を説明し、情報提供に努めた。 [県民環境部] ・犯罪被害者等相談窓口について事業者向けリーフレットを1,000部新規作成するとともに、県民向けリーフレットを3,000部増刷。 [保健福祉部] ・困難な問題を抱える女性への支援に関する相談窓口についての啓発パンフレットを1,000部作成。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせてDV・性暴力被害防止の啓発活動をR6. 11に実施。 [県警本部] ・大学生に対する被害者支援及び被害防止対策等に関する情報提供等をR6. 6に実施。	[県民環境部] ・効果的で継続的な広報手段の精査。 [警察本部] ・広報対象に応じた効果的な広報手段の検討。	県民環境部 保健福祉部 警察本部
		○専門的知識又は技能を有する機関・団体等の情報共有及び連携強化 相談を受けた機関・団体等だけでは、そのニーズに応えることができない場合、専門的知識又は技能を有する機関・団体等に繋げるなど、情報の共有及び連携を強化。	[県民環境部] ・対象事案の認知なし。 [県警本部] ・犯罪被害者等の同意を得て、(公社)被害者支援センターえひめに対し犯罪被害の概要等に関する情報を提供し、行政と民間が対応可能な範囲を相互に補い、共同して犯罪被害者等のニーズに則した支援を実施。	[県民環境部] ・必要な支援を早期に行えるよう、普段から関係機関と連携し、情報共有を行える体制の構築が必要。 [警察本部] ・民間と行政の支援可能範囲を整理し、犯罪被害者等に必要な支援を迅速かつ適切に提供できるよう、関係機関との平素からの連携。	県民環境部 警察本部
		○情報提供のためのパンフレット及びホームページ等作成 支援制度等についてパンフレットやホームページ等を作成して、情報提供を行う。	[県民環境部] ・事業者向けリーフレットを1,000部新規作成するとともに、県民向けリーフレットを3,000部増刷。 ・県ホームページにて各種相談窓口等を掲載。 [県警本部] ・犯罪被害者等向けリーフレット、性犯罪被害者用リーフレット、交通事故死傷者用リーフレット、DV・ストーカー被害者用手引を作成。 ・県警ホームページにて各種相談窓口等を掲載。 ・県警X等のSNSにて犯罪被害者支援の啓発動画や各署の取組み等を掲載し、関連情報を提供。	・広報対象に応じた効果的な広報手段の検討。	県民環境部 警察本部
		○男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等 様々な相談に応えるとともに、暴力の根絶を目指し、各種情報提供を行うほか、若年層の時期から、被害者にも加害者にも、そして傍観者にもならないよう、啓発を行う。	・暴力の根絶を目指し、DV・性暴力・配偶者等からの暴力の相談に応え、各種情報提供を行うとともに、デートDV・性暴力防止啓発講座等を行った。 (高校生・学生向け啓発講座を12回(予定含む)開催し、相談窓口に関するカード・リーフレット等を配布)	・講座実施校拡大に向けた効果的な周知。	保健福祉部
		○えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における支援 性暴力被害に対する専門の相談窓口機能を持ち、適切な支援が可能なワンストップ支援センターとして、被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの回復に早期に対応。	・性暴力、性犯罪被害者に対するワンストップ窓口として、相談支援や医療・司法等に係る支援、警察・医療機関等への付添、相談員研修などを実施し、被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期対応を行った。	・相談窓口及び相談電話(＃8891)の認知拡大に向けた周知啓発の継続的な実施。	保健福祉部
		○被害者連絡制度の運用 一定の事件の犯罪被害者等に対し、刑事手続や支援制度、捜査状況、検挙状況等を事件担当捜査員が連絡。	・事件担当捜査員が一定の事件の犯罪被害者等に対し、刑事手続や支援制度、捜査状況、検挙状況等を連絡した。	・事案認知時からの関係各課との連携。	警察本部
		○犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の運用 犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要等に関する情報を愛媛県公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体((公社)被害者支援センターえひめ)に提供して、支援に繋げる。	・犯罪被害者等の同意を得て、(公社)被害者支援センターえひめへ犯罪被害の概要等に関する情報を提供し、行政と民間が対応可能な範囲を相互に補い、共同して被害者等のニーズに則した支援を実施した。	・民間と行政の支援可能範囲を整理し、犯罪被害者等に必要な支援を迅速かつ適切に提供できるよう、関係機関との平素からの連携。	警察本部
③ 早期回復・生活 再建に向けた支援	1. 損害賠償の請求 についての支援 (第15条)	○支援金(再提訴費用助成金)制度による支援 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命ずる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払を受けることなく消滅時効が迫っている場合に、消滅時効成立前の再提訴費用を助成。	・対象事案の認知なし。	・支援を必要とする方への周知方法の模索。	県民環境部
	2. 経済的負担の軽減 (第16条)	○犯罪被害者等支援金制度の運用(一部再掲) 県及び市町が連携して犯罪被害者等への経済的支援を実施することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る。	・申請から1か月以内に精神療養支援金1件、転居費用助成金2件を給付。	・市町と連携した体制の強化。	県民環境部
		○自動車税の課税保留制度の運用 自動車盗難被害にあった場合、当該自動車に係る自動車税種別割の課税保留制度が受けられる。	・所有している自動車が盗難被害に遭い、盗難届が受理されている場合は、申立てにより、当該自動車に係る自動車税種別割の課税の保留を行っている。	・盗難による事例のみならず、知人等がその他の第三者に転貸して行方不明のものや、所有権留保付自動車を個人もしくは小規模事業者に売渡し、名義のみ残ってしまう事例が、若年層を中心に見受けられる。	総務部
		○カウンセリング費用の公費負担 性犯罪や殺人事件等の犯罪被害者等に対して、精神科医の診断や、臨床心理士等の面談に要した診療等の費用を公費負担。	[保健福祉部] ・えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」において、性暴力被害者の心理的、身体的及び経済的負担を軽減し、心身の回復を図るための支援の一環として、精神科医・臨床心理士等を受診した際に要した診療、カウンセリング費用について公費負担を実施した。 [県警本部] ・性犯罪事件、殺人事件等において、犯罪被害者等の精神的被害の回復・軽減のため、精神科医等の診療やカウンセリングに要した費用等を公費負担した。	・関係課との連携及び対象者への制度教示の徹底。	保健福祉部 警察本部

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点 施策	具体的施策	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R6. 4～R6. 11末)	課題等	所管
③ 早期 回復 ・ 生活 再 建 に 向 け た 支 援	2. 経済的負担の 軽減 (第16条)	○生活困窮者の自立に向けた支援 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立に関する相談・支援を通じ、相談者が抱える複合的な課題を解きほぐし、早期自立を図る。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立に関する相談・支援を通じ、相談者が抱える複合的な課題を解きほぐし、早期自立を図った。	—	保健福祉部
		○生活福祉資金貸付制度の運用 低所得者や高齢者、障がい者の生活を支えるため、生活や就業時に必要な資金を無利子又は低利子で貸付。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、低所得者や高齢者、障がい者の生活を支えるため、生活や就業時に必要な資金を無利子又は低利子で貸付。	—	保健福祉部
		○生活保護の実施 生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を図る。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を図った。	—	保健福祉部
		○母子父子寡婦福祉資金貸付制度の運用 ひとり親家庭に対し、目的に応じた貸付を無利子又は低利子で行う。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、ひとり親家庭に対し、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、目的に応じた貸付を無利子又は低利子で行った。	—	保健福祉部
		○えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		○犯罪被害給付等事務の運用 国から一時金として犯罪被害者等給付金等を支給するため、申請受理及び給付金等を支給するか否かを定める裁定のための調査を行う。	・適切な裁定及び申請業務の推進に努めた。 (裁定件数:0件、申請件数:1件)	・対象事案の遺漏なき把握と制度教示の徹底に資するための担当者等への教養の徹底。 ・県支援金の支給対象と重複する可能性を視野に入れた関係機関との連携。	警察本部
		○国外犯罪被害弔慰金等支給制度の犯罪被害者等への教示 国が行う国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、犯罪被害者等に教示。	・国が行う国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、担当者への教養を行い、対象事案認知時の適切な教示に資するよう努めた。	・対象事案が少ないことから、認知時の適切な対応に資する担当者等への教養の徹底。	警察本部
		○一時避難場所宿泊料の公費支出 自宅が犯罪現場となったこと等による居住困難への対応や生命及び身体の安全を図るため、ホテル等の宿泊施設に一時的に避難するための費用を公費負担。	・自宅が被害場所となったことによる居住困難な場合や、被害の未然防止等を図るため必要がある場合に一時避難場所を確保し、同宿泊料を公費負担することにより犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、宿泊施設に一時的に避難するための費用を予算措置を講じた。	・対象事案の把握と、関係各課との連携。	警察本部
		○診断書料・死体検案書料等の公費支出 事件を立証するために必要な診断書料や殺人等において司法解剖を実施した場合の死体検案書料等を公費支出。	・経済的基盤が特に脆弱な性犯罪以外の犯罪被害者等に対して、事件を立証するために必要な診断書料を公費にて支出した。 ※性犯罪被害者の診断書料は別途公費負担制度あり。	・対象事案の把握と、関係各課との連携。	警察本部
		○司法解剖後における遺体搬送費用等の公費支出 遺体搬送費用及び遺体修復費(湯かん等)を公費負担。	・殺人等の被害により、司法解剖がなされた遺体について、遺体搬送費用及び遺体修復費(湯かん等)を公費にて負担した。	・適切な制度運用に資するべく、関係各課との連携が必要。	警察本部
		○ハウスクリーニング費用の公費支出 殺人等の犯罪被害現場となった自宅等のクリーニング費用を公費負担。	・殺人等の犯罪被害現場となった自宅等のクリーニング費用について予算措置を講じた。	・対象事案の把握と、関係各課との連携。	警察本部
	3. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)	○カウンセリング費用の公費負担(再掲)	—	—	保健福祉部 警察本部
		○生活保護の実施(再掲)	—	—	保健福祉部
		○初診料等公費負担制度の運用 性犯罪被害者に対する初診料等を公費負担。	・性犯罪被害者に対する初診料等を公費にて負担した。	・対象事案の把握と、関係各課との連携。	警察本部
	4. 安全の確保 (第18条)	○一時避難場所の確保(一部再掲)	[保健福祉部] ・DV加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあること等による居住困難への対応や生命及び身体の安全を図るため、一時的に避難するための民間シェルターの確保を図った。 [警察本部]【再掲】 ・自宅が被害場所となったことによる居住困難な場合や、被害の未然防止等を図るため必要がある場合に一時避難場所を確保し、同宿泊料を公費負担することにより犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、宿泊施設に一時的に避難するための費用を予算措置した。	[保健福祉部] ・対象者の状況に応じて受入れが可能な民間シェルターの開拓。 [県警本部]【再掲載】 ・対象事案の把握と、関係各課との連携。	保健福祉部 警察本部
		○児童虐待における相談及び一時保護 児童相談所において児童虐待に係る通告・相談等により児童虐待(疑い含む)を把握した場合は、児童の安全確認を迅速に行い、児童を安全な生活環境下に置くことが適当と認められる場合は一時保護を行う。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、児童相談所において児童虐待に係る通告・相談等により児童虐待(疑い含む)を把握した場合であって、児童の安全確認を迅速に行い、安全な生活環境下に置くことが適当と認められる場合は一時保護を行った。	—	保健福祉部

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点 施策	具体的施策	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R6. 4～R6. 11末)	課題等	所管
③ 早期 回復 ・ 生活 再建 に 向 け た 支 援	4. 安全の確保 (第18条)	○女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護 DV被害等の女性に関する様々な相談に応えるとともに、緊急の保護を必要とする困難な問題を抱える女性について、関係諸機関への移送等までの間及び短期間の指導・援助を必要とする場合に一時保護を行う。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、DV被害等の女性に関する様々な相談に答えるとともに、緊急の保護を必要とする困難な問題を抱える女性について、関係諸機関への移送等までの間及び短期間の指導・援助を必要とする場合に一時保護を行った。	—	保健福祉部
		○県営住宅への優先入居 県営住宅への入居を希望する犯罪被害者等について、優先入居世帯とみなし、入居倍率を優遇。	・県営住宅への入居を希望する犯罪被害者等について、優先入居世帯とみなし、入居倍率を優遇している。	・支援等を必要とする方に対する効果的な周知方法の模索。	土木部
		○非常時通報要領の指導等再被害防止措置の推進 必要な助言を行うとともに、必要に応じて緊急通報装置を貸し出すなど必要な措置を推進。	・再被害防止のため必要があると認めた場合、緊急通報装置の貸出しを行っている。	・長期間にわたる対応を要するため、対象者への説明と、支援の継続について定期的な検討を要する。	警察本部
		○地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進 地域警察官による訪問・連絡活動を希望した場合、住居地を受け持つ地域警察官が訪問等を行う。	・事件の発生、被害状況を踏まえ、犯罪被害者等から、訪問・連絡の要望があった場合、住居地を受け持つ地域警察官が訪問し、適切な対応に努めた。	・被害者のニーズに則した適切な実施に資するべく、担当警察官等との連携。	警察本部
		○暴力団等による危害を未然に防止するための保護対策の推進 暴力団犯罪の被害者及び参考人等の安全を確保するため、身辺警戒員を指定するなどして、保護対策を推進。	・暴力団犯罪の被害者及び参考人等の安全を確保するため、身辺警戒員を指定するなどして、保護対策を実施した。	・関係各課との連携。	警察本部
		○ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応 犯罪被害者等の安全確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、110番緊急通報システムへの登録等を迅速かつ的確に対応。	・緊急通報システム等について教示する等、被害の未然防止を図るとともに、事案発生時には、迅速かつ適切に対応した。	・関係各課との連携。	警察本部
	5. 居住の安定 (第19条)	○生活困窮者の自立に向けた支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		○児童虐待における相談及び一時保護(再掲)	—	—	保健福祉部
		○女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護(再掲)	—	—	保健福祉部
		○県営住宅への優先入居(再掲)	—	—	土木部
		○セーフティネット住宅を活用した民間賃貸物件の情報提供 セーフティネット住宅の制度周知と登録促進に努めるとともに、セーフティネット登録住宅の情報提供を行う。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、県居住支援協議会において、セーフティネット住宅の制度周知と登録促進に努め、住宅確保要配慮者へセーフティネット登録住宅の情報提供を行った。	・支援等を必要とする方に対する効果的な周知方法の模索。	土木部
	6. 雇用の安定 (第20条)	○事業者等への理解の促進 犯罪被害者等支援についての県民意識の醸成に向けたシンポジウム等を通じて周知・啓発を行う。	・事業者向けリーフレットを1,000部新規作成し、商工会議所連合会等を通じ県内企業や団体へ周知。 ・研修会等で事業者の責務を紹介。	・効果的で継続的な広報手段の精査。	県民環境部
		○生活困窮者の自立に向けた支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		○ひとり親家庭の自立に向けた支援 就職に有利な資格取得のために要した費用の一定額を負担する制度により、自立に向けた支援を行う。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得のために要した費用の一定額を負担する制度により、自立に向けた支援を行った。 (ひとり親家庭に対する支援を目的としているため、その理由が犯罪被害かどうかは把握していない)	—	保健福祉部
	7. 日常生活の支援 (第21条)	○総合的対応窓口における日常生活上の相談支援 犯罪被害により生じた生活上の困りごとに対して、ニーズに合った提供可能な行政サービスに繋げる。	・相談者が必要とする支援を開き取り、必要とする関係機関へ繋いだ。	・関係機関との連携が必要。 ・支援を必要とする方への周知方法の模索。	県民環境部
		○生活困窮者の自立に向けた支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		○ひとり親家庭の自立に向けた支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		○えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		○スクールカウンセラーによる相談支援 スクールカウンセラーを県内公立中学校に配置するとともに、県内全ての公立小・中学校に派遣できる体制を整え、教育相談体制を充実し、犯罪被害者等の支援を行う。	・スクールカウンセラーを県内公立中学校に配置するとともに、県内全ての公立小・中学校に派遣できる体制を整備。 (令和5年度の相談件数は延べ16,675件(令和6年度の実績は令和7年3月末に判明)であり、児童生徒の悩みや不安等に丁寧に対応している。)	・中学校における相談希望が多く、小学校に訪問する時間を十分に確保できないこと。	教育委員会

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点 施策	具体的施策	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R6. 4～R6. 11末)	課題等	所管
④ 県民の 理解の 増進	1. 県民の理解の 増進 (第22条)	○県民等に向けた犯罪被害者等支援の広報・啓発 各種イベント会場等において、広報媒体を活用するなど犯罪被害者等支援について広報・啓発活動を推進。	[県民環境部] ・犯罪被害者週間を契機に、県民に対し、犯罪被害者等支援の必要性について関心と理解を深めてもらうため、ロビー展(11/19～11/22)を開催。 ・(公社)被害者支援センター主催のイベント等を捉え、県作成の広報物を活用し、犯罪被害者等支援について普及啓発を推進。 [県警本部] ・県警主催のイベントや各種広報活動の中で被害者支援の活動を周知するための広報を実施したほか、県警ホームページに相談窓口や各種施策等を掲載し周知に努めた。 (県警音楽隊ブロムナードコンサートにてミニ講話及びチラシ配布、東・南予におけるふれ愛コンサートにてチラシ配布、11/25～12/1:犯罪被害者週間にあわせチラシ配布、パネル展等、ほか)	・効果的で継続的な広報手段の精査及び、民間団体等と連携した広報活動の計画。	県民環境部 警察本部
		○条例普及啓発事業の実施 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるため、シンポジウム等を通じて周知・啓発を行う。	・研修会やイベント等を通じ、県作成の広報物を配布し、犯罪被害者等支援について普及啓発を推進。	・効果的で継続的な広報手段の精査。	県民環境部
		○人権啓発センターにおける出前講座等の実施 各種団体や企業・国・県・市町が行う研修会や会議等に犯罪被害者の人権問題に係る講師を紹介し、身近な人権課題を学ぶ出前講座等を実施。	・各種団体や企業・国・県・市町が行う研修会や会議等に犯罪被害者の人権問題に係る講師を紹介し、身近な人権課題を学ぶ出前講座等の体制を整備している。	—	県民環境部
		○消費者教育の実施 消費生活情報の提供を行い、特殊詐欺や悪質商法等による被害の防止に努める。	・愛媛大学との連携講座やロビー展、夜市イベント等で、消費生活情報の提供を行い、悪質商法等による被害の防止に努めた。	—	県民環境部
	2. 学校における 教育 (第23条)	○生徒等を対象とした啓発リーフレットの作成・配布 犯罪被害者等支援条例の基本理念や各種支援制度の紹介を通じて犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深めるための啓発リーフレットを作成し、配布。	・犯罪被害者週間を契機に、県内の高校生(国公私立含む)へ犯罪被害者支援の必要性について理解を深めるための広報物を紹介。	・対象者を広げ、理解を深めるため、効果的で継続的な広報手段の精査。	県民環境部
		○犯罪被害者等の課題に関する人権教育の推進 人権啓発指導員を講師として県内小・中・高等学校に派遣し、デートDVや犯罪被害者への風評被害、ストーカー被害等の若者を取り巻く人権課題に関する講座を実施。	・人権啓発指導員を講師として県内小・中・高等学校に派遣し、デートDVや犯罪被害者への風評被害、ストーカー被害等の若者を取り巻く人権課題に関する講座を実施する体制を整備している。	—	県民環境部
		○生徒等を対象にした「命の授業」の開催 犯罪被害者遺族を講師とした講演会「命の授業」(全国的には「命の大切さを学ぶ教室」)を開催。	・県内の高校において、犯罪被害者遺族を講師とした講演会「命の授業」(全国的には「命の大切さを学ぶ教室」)を開催した。 (開催校:5校)	・講師、(公社)被害者支援センターえひめ、県教育委員会及び開催校等との連携。	総務部 教育委員会 警察本部
		○スクールガーディアンズ派遣事業 緊急支援として臨床心理士を中心としたサポートチーム(心のレスキュー隊)を派遣し、二次被害や二次加害を防止し、学校が適切な対応がとれるように、学校コミュニティを支える。【心のレスキュー隊】 学校では対応しきれない事案が発生した時、専門家を派遣し、専門的な立場から適切かつ迅速に対処し、学校による早期解決を支援。【学校トラブルサポートチーム】	・学校コミュニティを支え、学校が適切な対応がとれるように、臨床心理士を中心としたサポートチーム(心のレスキュー隊)を派遣し、二次被害や二次加害を防止する体制を整えた。また、専門的な立場から適切かつ迅速に対処し、学校による早期解決を支援するため、学校では対応しきれない事案が発生した時、専門家を派遣する体制を整えた。	—	教育委員会
		○犯罪被害者等の人権教育の推進 教職員をはじめ指導者向けの基礎資料を作成し、学校等における犯罪被害者等の人権に関する学習に活用。	・12月に県内外の講師を招聘した教職員対象の研修会を開催した際、「性に関する指導」についての講演において「生命(いのち)の安全教育」資料の紹介。 ・教職員はじめ指導者向けに作成した基礎資料を、学校等における犯罪被害者等の人権に関する学習に活用するよう各種研修会等で周知。 ・知事部局が所管するデートDV・性暴力防止に関する研修及び講座について、各学校に周知。	・校内の連携体制の整備 ・関係機関との連携	教育委員会
		○生徒等を対象とした作文コンクール等への応募 「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール及び「犯罪被害者週間の標語」への募集協力を通して、犯罪被害者等への理解を深める。	・「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール及び「犯罪被害者週間の標語」への募集協力を通して、生徒等に対して、犯罪被害者等への理解を深めた。	・講師、(公社)被害者支援センターえひめ、県教育委員会及び開催校等との連携。	警察本部

3 国における司令塔機能の強化

- 国家公安委員会への総合調整権限の付与 ○ 犯罪被害者等施策推進課の新設 ○ 関係府省庁連絡会議・WGの設置、開催

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度の見直し案について公表、6月中旬施行予定

- ① 各給付金の支給最低額の一律引上げ
- ② 遺族自身にも影響が生じることを踏まえた加算の新設

⇒ 実給付額ベースでの給付水準を大幅に引上げ
例) 幼い子どもを犯罪被害により亡くした御両親が受給する金額
現行 320万円 ⇒ 見直し後 1,060万円

※ 犯罪被害者等の損害回復・経済的支援については、様々な観点から政府全体で引き続き検討

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

- 改正総合法律支援法の成立（令和6年4月24日公布）

（制度概要）

一定の犯罪被害者等であって、必要な費用の支払により生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や法律事務等を契約弁護士等が行う

- 今後の取組（公布後2年以内に施行）

・ 関係規程の整備、業務管理システムの構築、弁護士の確保等

⇒ 可能な限り早期に円滑かつ充実した運用の開始を目指す

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

- 地方における途切れない支援の提供体制の構築
 - ・ 社会的基盤の充実強化
 - ・ ワンストップサービスの実現多機関ワンストップサービス、機関内ワンストップサービス
↳ ①コーディネーターを都道府県に配置、②市区町村の参画
③コーディネーターの下でパッケージとして支援計画を策定
（方策）
 - ・ 研修の実施、研修素材の提供 ・ 手引きの作成、提供
 - ・ 地方公共団体アドバイザーの配置、運用 ・ 援助の検討
- 途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化
 - ・ 支援制度・サービスの活用・充実強化 ・ DX推進

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

- 医療・生活・教育・納税の各分野にわたる制度について犯罪被害者等も利用し得ることなどを周知
 - ・ 関係機関・団体に対して通知を发出
 - ・ 担当者会議等の様々な機会を通じて定期的に再周知
- 犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善
⇒ 令和6年度診療報酬改定において、心理支援加算の新設
犯罪被害等による心的外傷に起因する症状を有する者に対して公認心理師が必要な支援を行った場合の評価を新設

➡ 上記の実現に向け、引き続き、必要な取組を実施